

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関 42 機関

(2) 監査対象期間：令和5年9月1日 ～ 令和6年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年12月3日～令和7年1月10日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
北 九 州 市 警 察 部	令和6年12月5日～令和6年12月6日
警 察 学 校	令和7年1月10日
交 通 機 動 隊	令和7年1月10日
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	令和6年12月25日
第 一 機 動 隊	令和6年12月24日
第 二 機 動 隊	令和7年1月10日
中 央 警 察 署	令和6年12月12日～令和6年12月13日
博 多 警 察 署	令和6年12月10日～令和6年12月11日
東 警 察 署	令和6年12月24日～令和6年12月25日
南 警 察 署	令和6年12月19日～令和6年12月20日
早 良 警 察 署	令和6年12月5日～令和6年12月6日
城 南 警 察 署	令和7年1月9日
西 警 察 署	令和7年1月9日
粕 屋 警 察 署	令和6年12月10日～令和6年12月11日
春 日 警 察 署	令和6年12月17日～令和6年12月18日
筑 紫 野 警 察 署	令和7年1月9日
糸 島 警 察 署	令和7年1月9日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
宗 像 警 察 署	令和 7 年 1 月 9 日
朝 倉 警 察 署	令和 7 年 1 月 10 日
博 多 臨 港 警 察 署	令和 6 年 12 月 24 日～令和 6 年 12 月 25 日
福 岡 空 港 警 察 署	令和 7 年 1 月 10 日
小 倉 北 警 察 署	令和 6 年 12 月 3 日～令和 6 年 12 月 4 日
小 倉 南 警 察 署	令和 7 年 1 月 9 日
八 幡 東 警 察 署	令和 6 年 12 月 3 日～令和 6 年 12 月 4 日
八 幡 西 警 察 署	令和 7 年 1 月 9 日
折 尾 警 察 署	令和 7 年 1 月 9 日
若 松 警 察 署	令和 6 年 12 月 19 日～令和 6 年 12 月 20 日
戸 畑 警 察 署	令和 7 年 1 月 9 日
門 司 警 察 署	令和 7 年 1 月 10 日
行 橋 警 察 署	令和 6 年 12 月 3 日～令和 6 年 12 月 4 日
豊 前 警 察 署	令和 6 年 12 月 12 日～令和 6 年 12 月 13 日
飯 塚 警 察 署	令和 6 年 12 月 17 日～令和 6 年 12 月 18 日
嘉 麻 警 察 署	令和 6 年 12 月 5 日～令和 6 年 12 月 6 日
直 方 警 察 署	令和 7 年 1 月 10 日
田 川 警 察 署	令和 7 年 1 月 10 日
久 留 米 警 察 署	令和 6 年 12 月 10 日～令和 6 年 12 月 11 日
小 郡 警 察 署	令和 7 年 1 月 9 日
う き は 警 察 署	令和 7 年 1 月 10 日
筑 後 警 察 署	令和 6 年 12 月 17 日～令和 6 年 12 月 18 日
八 女 警 察 署	令和 7 年 1 月 10 日
柳 川 警 察 署	令和 6 年 12 月 19 日～令和 6 年 12 月 20 日
大 牟 田 警 察 署	令和 6 年 12 月 12 日～令和 6 年 12 月 13 日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬(会計年度任用職員等)の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
久留米警察署	収入	1	履行延期の申請により分割で納付させることが決定した債権について、納期が到来した月ごとに調定し、納入通知書を発付すべきところ、これを行っていなかった。
	計		1 件

2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	件数	説 明
収入	1	証紙収入（道路使用手数料）について、根拠書類の一部である道路使用許可申請書控が確認できなかった。（3件） この3件を含む、道路使用許可申請書控50件を綴じたファイル1冊が所在不明となっていた。
計		1 件